

長野県地域防災計画令和5年度修正(案)に対するご意見と県の考え方

危機管理部危機管理防災課

- 1 募集期間 令和6年1月22日(月)から令和6年2月20日(火)まで
- 2 件数 35件(1名)
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

| No. | 項目 | お寄せいただいたご意見 | 県の考え方 |
|-----|----------------------------------|---|---|
| 1 | 風水害対策編 第2章第3節 第3 1(2)ア | 昨年改正で、県が実施する項目として(サ)(安否不明者等の氏名等の公表に係る項目)が追加されたが、市町村の項目に記載されていない。R5年3月に安否不明者の公表基準の指針が示されたことから、安否不明者の公表に関する手続き・対応基準等を計画に追加すべきである。 | ご指摘の項目は、国の防災基本計画に基づき、県の役割として、安否不明者等の氏名等の公表に関する手続等について整理する旨を記載しています。市町村の役割としては、要救助者の迅速な把握のために、安否不明者の情報収集を積極的に行う旨を、風水害対策編第3章第2節第2に記載しています。 なお、対応基準については、県において「災害時における安否不明者等の公表の目安について」を令和4年度に策定し、関係機関に周知しています。 |
| 2 | 風水害対策編 第2章第6節 第3 1(1) | (県内消防本部における救助救急車両の現有台数等について)令和5年度末の改正であれば、4年度末又は令和5年度(R5.4.1)の最新データとすべきである。なぜ、例年更新されるべきものが1年遅れるのか。 | 消防庁の「消防防災・震災対策現況調査」における最新(R4.4.1現在)の確定数値を記載しています。 |
| 3 | 風水害対策編 第2章第7節 第3 1(1) | (県下の消防体制等について)令和5年度末の改正であれば、4年度末又は令和5年度(R5.4.1)の最新データとすべきである。なぜ、例年更新されるべきものが1年遅れるのか。 | 消防庁の「消防防災・震災対策現況調査」における最新(R4.4.1現在)の確定数値を記載しています。 |
| 4 | 風水害対策編 第2章第9節 第3 3(2) | (緊急通行車両標章等交付の制度変更について)R5.9.1の新制度により、「事前届出」は廃止されている。(受理されない) 「事前届出の確認」 ⇒「災害発生前の確認」又は「緊急通行車両確認証明等の交付」 | ご意見を踏まえ、「災害発生前の確認」に修正します。 |
| 5 | 風水害対策編 第2章第11節 第3 1(1),(2) | (1)「また、」は不要、削除。 今回の改正で、「土砂災害危険箇所」を削除し「土砂災害警戒区域等」という用語が使用されている。表現は統一すべき 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内 ⇒ 浸水想定区域や土砂災 | ご指摘のとおり修正します。 |

| | | | |
|----|------------------------------|--|--|
| | | 害警戒区域等の区域内 | |
| 6 | 風水害対策編 第2章第24節 第2 2 | <p>(「土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする」の部分について) 土砂災害警戒区域に限定しているのならばよいが、土砂災害特別警戒区域も含むのであれば</p> <p>土砂災害警戒区域⇒土砂災害警戒区域等</p> <p>「原則」の法的根拠が不明であるがよいのか。</p> | <p>ご意見を踏まえ「土砂災害特別警戒区域」に修正します。</p> <p>「原則」の部分については、人命を守る減災の考え方からこのような記載としています。</p> |
| 7 | 風水害対策編 第2章第24節 第2 4 | <p>用語の定義が誤っている。定義に基づき、土砂災害が発生した場合の被害で区別すべき。</p> <p>土砂災害警戒区域 ⇒住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域</p> <p>土砂災害特別警戒区域 ⇒建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域</p> | <p>ご意見を踏まえ、土砂災害防止法に合わせて修正します。</p> |
| 8 | 風水害対策編 第2章第24節 第3 4(1) | <p>用語の誤り</p> <p>土砂災害警戒区域(がけ崩れ) ⇒ 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)</p> | <p>ご指摘のとおり修正します。</p> |
| 9 | 風水害対策編 第2章第24節 第3 7 | <p>内容的には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する対策であるため、土砂災害警戒区域の対策 ⇒ 土砂災害警戒区域等の対策</p> | <p>ご指摘のとおり修正します。</p> |
| 10 | 風水害対策編 第2章第33節 第3 1(2) | <p>(防災訓練の実施計画について) 全てが「総合防災訓練」になってしまい、ア(総合防災訓練)とイ(風水害・地震総合防災訓練)の違いが判別できない。アの中に風水害と地震の種類があるのでは。アは対象とする災害種別が不明。(1)では、実動型、図上訓練と区別し、ア、イでは共催・参加者、大規模災害かどうかの違いがあるものの、風水害を加えれば内容の区別がつかない。「総合防災訓練」の定義を明確にすべきである。</p> <p>東海地震から南海トラフ地震へ対応を変えたので、南トラ推進地域に対応すべきである。</p> | <p>アの総合防災訓練は、共催市の地域防災計画等を踏まえ、想定する災害を決定するため、対象とする災害種別を記載していません。</p> <p>地震防災対策強化地域については、パブリックコメント実施時点の修正案のとおり、「想定する災害において被害が発生するおそれのある地域」に修正します。</p> |

| | | | |
|----|---------------------------------------|--|---|
| | | 地震防災対策強化地域 ⇒ 南海トラフ地震防災対策推進地域 | |
| 11 | 風水害対策編 第2章第35節 第3 1(1) | (自主防災組織の現状について) 令和5年度末の改正であれば、4年度末又は令和5年度(R5.4.1)の最新データとすべきである。なぜ、例年更新されるべきものが1年遅れるのか。 | 消防庁の「消防防災・震災対策現況調査」における最新(R4.4.1現在)の確定数値を記載しています。 |
| 12 | 風水害対策編 第2章第39節 第3 1(3) | (「危険箇所」を「警戒区域等」に修正することについて)「警戒区域」には複数の意味があるため、省略の前置きもなく用語を省略すべきではない。 | ご意見を踏まえ、「危険箇所に関する」(パブリックコメント実施時点の修正案では「警戒区域等に関する」)の部分を削除します。 |
| 13 | 風水害対策編 第3章第2節 第2 2 | 本文中、項番に区分されずに一文で記載されている。項ごとに番号記号で整理が必要 | ご意見を踏まえ、項番を付して整理します。 |
| 14 | 風水害対策編 第3章第2節 第2 2 ほか | 新型コロナウイルスの位置づけが変わっただけであり、(今回の能登半島地震の状況も踏まえ)被災地における派遣職員の感染症対策は削除すべきではない。 「新型コロナウイルス感染症を含む」は削除。また、冗長的な文を訂正すべきである。 | ご意見及び国の通知等を踏まえ、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は感染対策を適切に行う旨の記載に修正します。 なお、国の防災基本計画に合わせ、「新型コロナウイルス感染症を含む」の記載は削除しないこととします。 |
| 15 | 風水害対策編 第3章第2節 第2 3 | (「被害状況等報告内容の基準」の表について) R5年3月に安否不明者の公表基準の指針が示されたことから、「安否不明者」に関する事項を「被害種類」、「認定基準」に追加すべきである。 | 消防庁の災害報告取扱要領に基づく報告内容の基準であるため、安否不明者については記載していません。 |
| 16 | 風水害対策編 第3章第2節 第2 4(3)ア (ア) e | 国の指針に合わせる。 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、(市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。) ⇒ 災害発生時に迅速に要救助者を特定し、人命救助を効果的に行い、多くの人命を守るため、災害に巻き込まれた可能性のある方々を特定するとき、(以下同じ) | 国の防災基本計画の記載に合わせています。 |
| 17 | 風水害対策編 第3章第12節 | 「避難情報」の用語が大きく改正される際、単語のみを修正したため、齟齬が生じている。「避難情報」という用語の定義・使い方が不明確・曖昧 | ご意見を踏まえ、国のガイドラインに沿った内容となるよう修正します。 |

| | | | |
|----|--|--|---|
| | | 味である。また、「避難情報ガイドライン」が令和4年9月に更新されているが、内容が反映されていない。 | |
| 18 | 風水害対策編 第3章第29節 | 本節のみに使用されている「警戒避難情報」とは用語として正しいのか。「警戒避難体制」という用語はあるが、本節以外では一切使用されていない用語である。 | ご意見を踏まえ、「土砂災害緊急情報」又は「警戒避難に関する情報」に修正します。 |
| 19 | 震災対策編 第2章第10節 第3 1(2)ウ (イ) b | (避難指示、高齢者等避難については第3章第12節を参照) ⇒ 第3章第11節 第11節には「高齢者等避難」の説明がないため、「高齢者等避難」を削除 | ご指摘のとおり修正します。 |
| 20 | 震災対策編 第2章第23節 第2 | 風水害対策編に併せ、3と4の順序を入れ替える。 | ご指摘のとおり修正します。 |
| 21 | 震災対策編 第6章第3節 第1 1 | (南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図について) オンライン配信が、長野気象台→危機管理部のみは正しいか。 地方部や市町村には長野気象台からの防災メール等のオンライン配信はないのか。 危機管理部から地方部、市町村等には、「防災行政無線 FAX」のみか。 | 気象業務法第15条の規定により、長野地方気象台から通知を受けた県は、直ちにその通知された事項を市町村へ通知することとなっています。実際の運用としては、県危機管理部において気象情報システムで受信した情報を、防災行政無線で市町村等へ配信することを想定しています。 |
| 22 | 火山災害対策編 第1章第3節 第1 5 | 「火山防災協議会」という用語は、第2章第4節(p29)に至るまで、全く説明がなく、火山防災協議会の定義・根拠、組織、主体等が不明なまま本文中で展開されている。(p29)の記述を第1章に転記すべき | ご意見を踏まえ、文頭に火山防災協議会の法的根拠を追記します。 |
| 23 | 火山災害対策編 第2章第1節 第3 2(2)ア (カ) a | (警戒地域が)長野県にあった時は、⇒ 長野県内に含まれるときは、この「なお」書き(「なお、県内の市町村が、火山災害警戒地域に含まれない火山防災協議会に任意に参加する場合は県も任意に火山防災協議会に参加することができる。」の部分)は、県の主体性・積極性が疑われる文言である。県内の火山であれば、県が主体的に協議会を組織するので、ここでは、長野県外に位置する火山について県内が火山活動警戒区域に含まれていない場合のことを記述したいのでは。必要とするので | ご意見を踏まえ文言を修正します。 |

| | | | |
|----|--|--|--|
| | | <p>あれば、県は市町村の意向に関わらず、主体性をもって参加するべきである。</p> <p>⇒なお、県外に位置する活動火山で長野県内が火山災害警戒地域に指定されていない場合であっても、必要と認める場合は、当該火山防災協議会に任意で参加できるものとする。</p> | |
| 24 | <p>火山災害対策編 第2章第1節 第3 2(2)ア (カ) e</p> | <p>(火山災害警戒地域の表について)</p> <p>※印に番号を付与すべき ⇒※1、※2</p> <p>そもそも、この表は「火山災害警戒区域」を含む市町村を示しているため、協議会について記載する必要がないのでは。※の削除又は表項目を増やす等の修正が必要</p> | <p>ご指摘のとおり※印に番号を付します。</p> <p>なお、協議会について記載しているものではありませんが、同項目において、火山災害警戒区域と火山防災協議会について説明しているため、補足として記載しています。</p> |
| 25 | <p>火山災害対策編 第2章第1節 第3 2(2)イ (カ) a</p> | <p>この「なお」書き（「なお、県内の市町村が、火山災害警戒地域に含まれない火山防災協議会に任意に参加する場合は、県も任意に火山防災協議会に参加することができる。」の部分）は、市町村が火山活動警戒区域に含まれていない場合でも、必要と認めたときのことを記述したいのでは。この文言では、市町村が任意に参加することの可否がわからない。また、市町村が実施する計画であるため、県についての記述は必要ない。</p> <p>⇒なお、火山災害警戒地域に指定されていない市町村であっても、必要と認める場合は長野県内外を問わず、当該火山防災協議会に任意で参加できるものとする。</p> | <p>ご意見を踏まえ文言を修正します。</p> |
| 26 | <p>火山災害対策編 第2章第24節 第3 3(2)ア</p> | <p>(イ)（「要配慮者利用施設を含む土砂災害警戒区域図の作成・公表を推進する。」の部分）について、「土砂災害警戒区域」のみの区域図はない。</p> <p>⇒「土砂災害警戒区域図及び土砂災害特別警戒区域図」又は「土砂ハザードマップ」</p> <p>⇒既に「作成」はされているので、「更新」では。</p> | <p>過去の修正における反映漏れのため、風水害対策編の記載に合わせて修正します。</p> |
| 27 | <p>火山災害対策編 第3章第1節 第3 3(2)イ</p> | <p>(ウ)について、文が壊れており意味不明。要修復</p> | <p>ご意見を踏まえ、県地域防災計画風水害対策編を参考に修正します。</p> |

| | | | |
|----|---|---|--------------------------------------|
| 28 | 火山災害対策編 第3章第1節 別紙3 | 本節内に「別紙3」の説明や、「別紙3のとおり」がない。 | ご意見を踏まえ、別紙1内に別紙3に関する説明を追記します。 |
| 29 | 火山災害対策編 第3章第1節 別紙4 | ⇒表題と内容（運用されていない火山）が不一致。 ⇒本節内に「別紙4」の説明や、「別紙4のとおり」がない。 *同表はp101に存在するため、過去の削除洩れと思われる。 (削除すべき) | ご意見を踏まえ、「別紙4」を削除します。 |
| 30 | その他災害対策編 表紙 | 「道路災害対策編」、「大規模な火事災害対策編」、「林野火災対策編」が未記載 | ご指摘のとおり修正します。 なお、新旧対照表への記載は省略します。 |
| 31 | 雪害対策編 第1章第1節 第3 6(2) | 項番の誤り (ア)、(イ)、(ウ) ⇒ ア、イ、ウ | ご指摘のとおり修正します。 なお、新旧対照表への記載は省略します。 |
| 32 | 航空災害対策編 第2章第4節 | 左上ヘッダー部の誤り 「道路災害対策編 第1章 第1節 道路交通安全のための情報の充実」 ⇒「航空災害対策編 第2章第4節 関係者等への情報伝達活動」 | ご指摘のとおり修正します。 なお、新旧対照表への記載は省略します。 |
| 33 | 道路災害対策編 第1章第1節 第3 1(1) | 誤字 「道路利用者に情報を周知をすることが」 ⇒「情報を周知することが」 | ご指摘のとおり修正します。 なお、新旧対照表への記載は省略します。 |
| 34 | 大規模な火事災害 対策編 第1章第2節 第3 3(1), (2) | 誤字 (1)「あらかじめ計画を定める」 ⇒ 「予め計画を定める。」 (2)「あらあじめ締結」 ⇒ 「予め締結」 | 脱字・誤字を修正します。 なお、新旧対照表への記載は省略します。 |
| 35 | 大規模な火事災害 対策編 第1章第2節 第3 4(2) | 項番誤り (ア)(イ) ⇒ ア イ | ご指摘のとおり修正します。 なお、新旧対照表への記載は省略します。 |